

## 三重県省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金交付要領

### (目的)

第1条 三重県省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金（以下「補助金」という。）は、県内中小企業者等が、原油価格、電気・ガス料金の高騰等の影響を克服するため、性能の優れた省エネ機器への更新、自己消費用再生可能エネルギー発電装置等の設置を行う取組に対し支援を行うことで、事業活動におけるエネルギーコストの削減を図るとともに、燃料・電力の消費抑制を促すことを目的とする。

### (通則)

第2条 補助金の交付は、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）、雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号。以下「要綱」という。）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（平成22年。以下「排除要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第3条 この要領において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じる次に掲げるもの

業種	以下のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
① 製造業、その他	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ サービス業	5千万円以下	100人以下

(2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会

(3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合

(4) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立した商店街振興組合、商店街振興組合連合会

(5) 会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）以外の法人であり、かつ従業員が300人以下の法人（国、地方公共団体を除く）。ただし、ここでいう従業員とは、雇用形態を問わず、当該法人に雇われている労働者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、三重県内に本社又は事業所等を有し、消費税、地方消費税、及び全ての県税に滞納がない中小企業者又は個人事業主（ただし、青色申告者に限る。）（以下、「中小企業者等」という。）とする。

2 前条に該当する場合でも、当該法人が次のいずれかに該当する「みなし大企業」の場合は補助対象としない。

(1) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。ただし、当該資本金又は出資金が5億円以上の法人が前条第1項に該当する場合は除く。

(2) 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げる全てを満たす事業を行うために必要な経費であって、別表1「補助対象経費」に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。

(1) 中小企業者等が事業活動におけるエネルギーコストの削減を図るとともに、燃料・電力の消費抑制に資する事業であること。

(2) 県又は県が出資（出捐）した団体の他の補助金の交付を受けない事業であること。

(3) 国、市町等の他の補助金の交付を受けない事業であること。

2 補助区分、補助率及び補助限度額は、別表2「補助区分、補助率及び補助限度額」に掲げる範囲内とする。

3 補助金の交付申請に際し、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときはその内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定にあたっては、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

(1) 排除要綱別表に掲げる一に該当しないこと。

(2) 排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

3 前項に定めるほか、知事は、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、

必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて交付決定することができる。

(申請の取り下げ)

第8条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の着手時期及び遂行)

第9条 補助事業の着手時期(発注、契約)は、当該補助金の交付決定日以降でなければならない。

2 補助事業者は、令和5年3月3日までに補助事業を完了しなければならない。

3 前項に規定する補助事業完了とは、補助事業の内容及び支払いの完了とする。

(補助事業の変更)

第10条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ補助金事業変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項に該当する場合についてはこの限りではない。

ア 事業にかかる経費配分の変更が、事業の効果的かつ効率的な実施に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、別表1「補助対象経費」に掲げる補助対象経費の経費区分ごとの増額が20%以内又は減額となる場合

イ 補助目的を損なわない事業計画内容の細部における変更

2 知事は、前項の規定による承認について、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて承認することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助金事業遅延等報告書(様式第4号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 知事は、第11条の規定による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付

の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要領、又は本要領に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (4) 補助事業者が、排除要綱別表に該当した場合
- (5) 補助事業者が、同一の事業に対して、国、三重県（三重県が出資又は出捐する団体を含む。）、市町等の他の補助金の交付を受けた場合

(進捗状況報告)

第 14 条 補助事業者は、知事が必要と認める場合には、別に定める日現在における補助事業の進捗状況について、別に定める日までに補助金事業進捗状況報告書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 15 日を経過した日又は令和 5 年 3 月 3 日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 16 条 知事は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付決定の内容（第 10 条による承認を受けている場合はその承認の内容）及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 17 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

(補助金に係る経理)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る経理については、他の経理と明確に区別した帳簿及びすべての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第 19 条 補助事業者は、補助事業（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対象経費を含む。）により取得し、又は効用が増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第 20 条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具について、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、担保に供し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

2 交付決定者は、前項の承認を受けようとする場合は、補助金事業財産処分承認申請書（様式第 8 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(産業財産権等に関する届出)

第 21 条 補助事業者が補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権（以下「産業財産権」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後 5 年以内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した補助金産業財産権取得等届出書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

(成果の調査・公表)

第 22 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の成果について報告を求め、成果に関する検証を行い、補助事業の成果を公表することができる。

2 前項の成果の公表について、産業財産権その他発明等に係る権利を有するものから財産価値を減ずる等の恐れがあるため、成果の公表の時期を遅らせる等の申し入れがあった場合には、知事は、当該補助事業を行った関係者で協議してその取扱を定める。

(補助事業完了後の報告等)

第 23 条 知事は、補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、随時の報告及び関係書類の提出を求めることができるものとする。

(その他)

第 24 条 規則、排除要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 7 月 8 日から施行する。

(第5条関係) 別表1 補助対象経費

経費区分	内容
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置の購入、製造（改修を含む。）に要する経費
設計費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の設計費、システム設計費等
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費

(注)

- 1 個別のシステム設計や強度計算等が発生し、対価に応じた成果物（設計図書等）が作成される場合、これらを設計費として補助事業に要する経費に含める。
- 2 工事実施に伴う工事用図面等は、設計費ではなく、工事費として補助事業に要する経費に含める。
- 3 以下の経費については、補助事業に要する経費に含めない。
  - ・三重県が補助事業に要する経費として対象外と判断した機器、設備、構造物、基礎工事等
  - ・補助金交付決定が行われる以前に係る経費（事前調査費等）
  - ・建屋等の建築物、外構工事費等、及び事業に関係のない工事費
  - ・既存設備・システムの解体・撤去・移設に係る経費
  - ・消費税及び地方消費税

(第5条関係) 別表2 補助区分、補助率及び補助限度額

1 補助区分

(1) 省エネ設備更新

(ア) 一般社団法人省エネルギーセンターが実施する省エネルギー最適化診断、又は、「省エネお助け隊」により、設備更新に関する提案のあった設備へ、既存の設備から更新する事業
(イ) 国の「令和4年度先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の『(C) 指定設備導入事業』に指定されているエネルギー消費効率が一定の基準を満たし、当該事業で補助対象設備として登録及び公表されている指定設備へ更新する事業

(2) 再生可能エネルギー発電装置導入

(ア) 太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電又はこれらの複数の組み合わせにより、事業活動において自己消費する発電設備を導入する事業。ただし、蓄電池は、太陽光発電等と組み合わせる場合又は既に再生可能エネルギー発電装置を導入済みの場合を対象とする。
--

(注)

- 1 次の場合は、補助対象外とする。

○補助区分（１）について

- ・新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入する設備
- ・既存の事業所において新たに設備を追加する増設の場合
- ・故障等の事由により事業活動に供していない設備を更新する事業
- ・専ら居住を目的とした事業所における設備更新

○補助区分（２）について

- ・売電を目的とする事業（ただし、交付決定の翌年から起算し５年以内に売電を行う場合に限る。）
- ・専ら居住を目的とした事業所における設備更新・新設

- ２ （１）（イ）のうち、低炭素工業炉及び圧縮機（コンプレッサ）を除く産業用モーター（モーター単体、ポンプ、送風機）は、補助対象設備の型番等が国の事業で公表されていないため、国の事業の採択基準を満たしていても、本補助事業では対象外とする。

２ 補助率 2／3以内

３ 補助限度額 10,000千円以内（下限4,000千円）